

資本的支出と修繕費



“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井 満広

資本的支出と修繕費の区分

固定資産の修理や改良等のために支出した金額は、新たな固定資産の取得と考えて減価償却費として損金にする「資本的支出」と、支出した年度に全額を損金とする「収益的支出（修繕費）」とに区分されます。

“固定資産の使用可能期間を延ばす”た支出は「資本的支出」と、“固定資産の通常の維持管理”や“固定資産の原状回復”的の支出は「修繕費」と基本的には考えます。

資本的支出となる金額の計算は以下のように定められています。

(1) 使用可能期間の延長
図表1の算式で計算します。

たとえば、支出金額500万円、通常の管理または修理をしていた場合の時価600万円、支出後の時価950万円の場合、資本的支出の金額は350万円、修繕費の額は150万円となります。

支出後の使用可能年数5年の場合、資本的支出の金額は300万円、修繕費の額は200万円となります。

(2) 価値の増加
図表2の算式で計算します。
たとえば、支出金額500万円、通常の管理または修理をしていた場合の時価600万円、支出後の時価950万円の場合、資本的支出の金額は350万円、修繕費の額は150万円となります。

資本的支出と修繕費の例示と形式基準

います（図表3参照）。

(1) 20万円未満の場合
同一計画に基づく同一資産への修理改良等の支出金額の合計額が20万円未満であれば、全額が修繕費となります。

(2) 3年以内周期の場合
その資産への修理改良等がおむね3年以内の周期で行なわれていることが過去の実績等で明らかであれば、全額が修繕費となります。

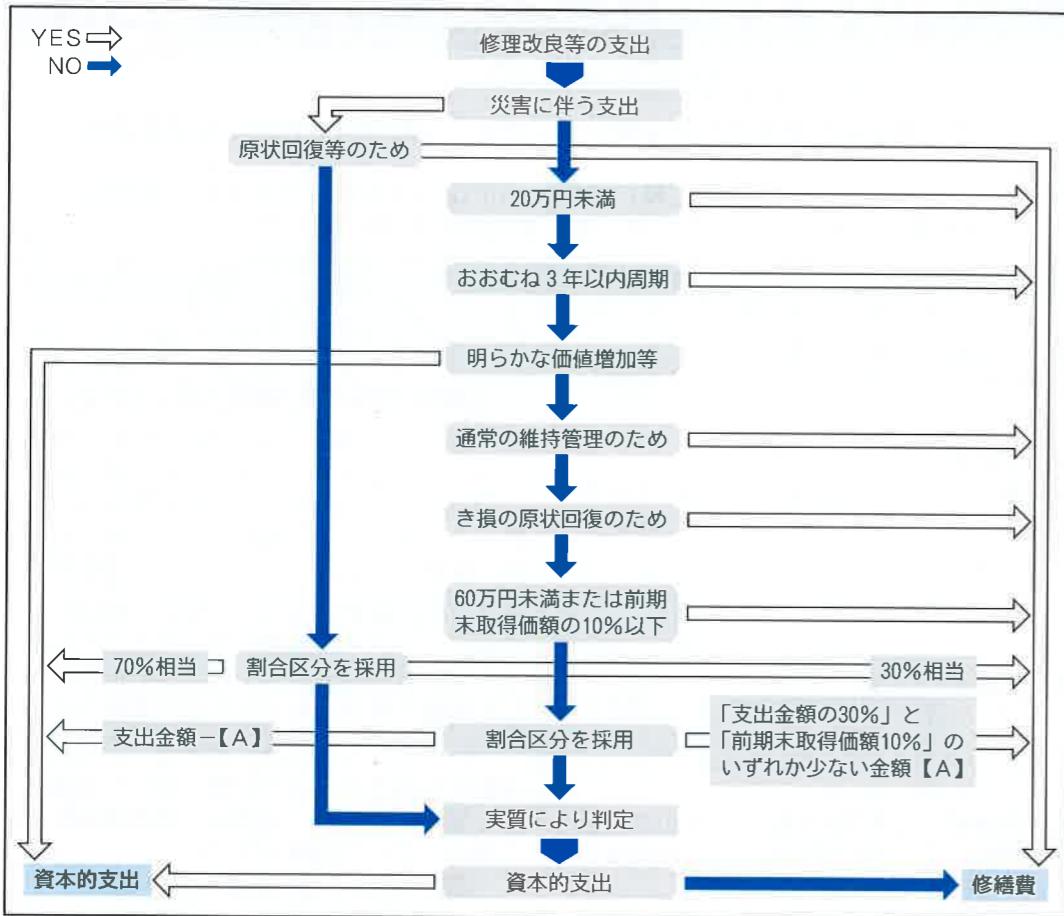
(3) 明らかな価値増加等（資本的支出）
明らかに価値を高めるまたは耐久性を増す支出は、全額が資本的支出となります。具体的には次の支出が挙げられます。

(4) 通常の維持管理やき損の原状回復（修繕費）
通常の維持管理やき損の原状回復の支出は、全額が修繕費となります。具体的には次の支出が挙げられます。

(5) 60万円未満または前期末取得価額の10%以下
同一計画に基づく同一資産への修理改良等の支出金額の合計額が60万円未満または前期末取得価額の10%以下であれば、全額が修繕費となります。

(6) 割合区分による方法の採用
修理改良等の支出金額を資本的支出と修繕費に明確に区分できない場合は、支出金額の30%または前期未取得価額の10%のいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出することができます。この方法は、法人が継続して採用している場合に限って認められます。

図表3 基本的支出と修繕費の形式的区分基準



ひらい みつひろ

平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。

ひらい みつひろ
平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れています。
機械装置の移設に要した移設費等の額（集中生産を行なう等のため

解体移築の場合は旧資材の70%以上を再使用した場合等に限る。
機械装置の移設に要した移設費等の額（集中生産を行なう等のため

建物の移えいや解体移築に要した費用の額（移えい等を予定して取得した建物等を除く）。ただし、解体移築の場合は旧資材の70%以上を再使用した場合等に限る。
機械装置の移設に要した移設費等の額（集中生産を行なう等のため

通常の維持管理やき損の原状回復の支出は、全額が修繕費となります。

具体的には次の支出が挙げられます。

建物の移えいや解体移築に要した費用の額（移えい等を予定して取

得した建物等を除く）。ただし、解体移築の場合は旧資材の70%以

上を再使用した場合等に限る。
機械装置の移設に要した移設費等の額（集中生産を行なう等のため

通常の維持管理やき損の原状回復の支出は、全額が修繕費となります。

具体的には次の支出が挙げられます。

機械の部品を性能の高いものに取り替えた場合の通常要する費用の額を超える部分の金額

・ソフトウェアに新たな機能を追加等したときのプログラム修正等に要した額

要した費用の額

日本実業出版社発行『企業実務』
2018年6月号より転載。
記事内容は、2019年11月1日
時点での法令に基づき、校閲・
修正をしております。